

香々地青少年の家シート及びピローケースクリーニング業務単価契約書（案）

- 1 業務名 令和8年度香々地青少年の家シート及びピローケース  
クリーニング業務
- 2 業務場所 大分県立香々地青少年の家
- 3 契約期間 自 令和8年4月 1日  
至 令和9年3月31日
- 4 単価契約金額 1組当たり〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円)
- 5 契約保証金 〇〇〇, 〇〇〇円

上記契約について、発注者 大分県立香々地青少年の家所長 〇〇 〇〇 を甲とし、  
受注者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 を乙とし、次の条項により単価契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の「令和8年度香々地青少年の家シート及びピローケースクリーニング業務単価契約仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の単価契約金額(以下「単価契約金額」という。)をもって、頭書の契約期間(以下「契約期間」という。)内に、頭書のクリーニング業務(以下「業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(業務の計画、報告等)

第3条 仕様書のとおりとする。

(機密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(損害の負担)

第5条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、

この限りではない。

#### (検査)

第6条 甲は洗濯物の納入を受けたときは、そのつど検査を行わなければならない。

2 甲は検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは乙に対してクリーニングのやり直し、又は洗濯物の他品との交換を求めることができる。この場合、甲が乙からクリーニングのやり直し又は交換の通知を受けたときは、そのつど検査を行わなければならない。

#### (単価契約金額の支払い)

第7条 甲が発注した洗濯物の納品を確認し前条の検査を完了した後、乙は1月分をまとめて甲に請求するものとし、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

#### (契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 1 納入期限までに洗濯物の納入を終わる見込みがないとき。
- 2 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと乙が認めたとき。
- 3 契約の履行に関し、不正の行為があると乙が認めたとき。
- 4 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

#### (違約金)

第9条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、単価契約金額に当該解除の日から契約期間満了の日までの期間に係る予定数量を乗じて得た金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

#### (協議)

第10条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

発注者

住 所 大分県豊後高田市香々地5151  
大分県立香々地青少年の家  
所 長 ○○ ○○ 印

乙

受注者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
商号又は名称 ○○○○○○○○○○  
代表者氏名 ○○○○ ○○○○ 印

別 添

和 8 年度香々地青少年の家シーツ及びピローケースクリーニング業務  
単価契約仕様書

○契約期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

○搬出及び搬入場所：大分県立香々地青少年の家 本館宿泊棟及び別館宿泊棟  
(豊後高田市香々地 5 1 5 1 番地)

○発注予定数量：年間 8,321 組

- ・ 上記数量は令和 5 年、6 年の 2 年間を基に算出  
(別紙「シーツ及びピローケース発注枚数表」を参照。)
- ・ 上記数量はあくまで契約期間中の予定であり、発注数量を保証するものではない。

○シーツ及びピローケースのサイズ：

シーツのサイズ 縦 418 cm × 横 111 cm

ピローケースのサイズ 縦 82.5 cm × 横 48.7 cm の袋状

○クリーニング業務内容：

- ① ランドリークリーニングとする。
- ② 納入期限については、原則として宿泊研修が終了した日の午前 1 0 時までに搬出し、その日を入れて 5 日以内とする。
- ③ 使用済みのシーツ及びピローケースを搬出する場合及びクリーニング済みのシーツ及びピローケースを搬入する場合は、その枚数等について所の職員の確認を受ける。
- ④ クリーニング済みのシーツ及びピローケースは、本館宿泊棟及び別館宿泊棟の指定する場所にシーツは 1 0 枚ごと、ピローケースは 2 5 枚ごとにそれぞれ紐で縛って搬入し、それぞれ整理する。

○疑義等：その他不明な点については、大分県立香々地青少年の家の指示に従うこと。

別 紙

シート及びピローケース発注枚数表

(単位：組)

	令和5年度	令和6年度	令和8年度 (発注予定数量)	令和7年度 (参考)
4月	1,234	369	802	861
5月	458	1,274	866	1,009
6月	1,529	1,605	1,567	1,187
7月	1,525	1,309	1,417	1,144
8月	724	256	490	394
9月	1,337	1,898	1,618	1,670
10月	249	594	422	949
11月	214	526	370	379
12月	407	165	286	168
1月	166	170	168	241
2月	16	35	26	166
3月	195	382	289	313 (見込)
計	8,054	8,583	8,321	8,481 (見込)

発注予定数量： 年間 8,321 組